

ベルギー

2006 年末、ベルギー政府は、石綿被害者補償基金を 2007 年に設立する法律を採択した。この基金は、職業病基金に組み入れられ、同基金の組織が運営主体となって、2007 年 4 月 1 日より運用が開始された。本基金では、環境ばく露による被害者や自営業者も補償対象とする点が特徴的である。基金は、現在、政府から 1,000 万ユーロ、企業から労災保険料の上乗せを通じて 1,000 万ユーロ、自営業者から社会保障費を通じて 75 万ユーロ、これに寄付金などを合わせておよそ 2,100 万ユーロ（33.6 億円）を財源として運営されている。本章では、この石綿被害者補償基金の成立経緯、制度概要について取りまとめる。

ベルギーにおける石綿被害者補償基金の概要

根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> 石綿被害者補償基金の設立に関する 2006 年 12 月 27 日制定プログラム法（1）第 4 編第 6 章 石綿被害者補償基金の設立に関する 2006 年 12 月 27 日制定プログラム法（1）第 4 編第 6 章の適用に関する王室勅令（2007.5.29）
基金の財源	政府からの拠出 1,000 万ユーロをもとに設立。2007 年 4 月 1 日より、雇業者（自営業者を含む）は、基金の財源として賃金の 0.01% を労災保険料を通じて負担。現在、政府拠出金と合わせておよそ 2,100 万ユーロ（33.6 億円）で運営。
適用範囲	中皮腫又は石綿肺に罹患している患者、あるいは、中皮腫又は石綿肺により死亡した被害者の相続人・権利承継者が対象。中皮腫・石綿肺の原因となったばく露は、環境ばく露も含まれる。
補償給付	<p>中皮腫に罹患している患者の場合 毎月の定額給付 1,500 ユーロ（24 万円）</p> <p>石綿肺に罹患している患者の場合 身体的障害の程度に応じて、月額 1% 当たり 15 ユーロ（2,400 円）</p> <p>中皮腫により死亡した被害者の相続人又は権利継承者</p> <ul style="list-style-type: none"> 死亡時に離婚や別居をしていない配偶者で、死亡日以前に少なくとも 365 日間の婚姻契約の事実を有する場合、30,000 ユーロ（480 万円）の一時金給付 死亡時に離婚や別居をしていない配偶者で、子供が 1 名いる場合、15,000 ユーロ（240 万円）の一時金給付 死亡時に離婚や別居をしていない配偶者で、死亡時に養育すべき子供が 1 名おり、夫婦のいずれかがその子のために家族手当を受給している場合、25,000 ユーロ（400 万円）の一時金給付 <p>石綿肺により死亡した被害者の相続人又は権利継承者</p> <ul style="list-style-type: none"> 死亡時に離婚や別居をしていない配偶者で、死亡日以前に少なくとも 365 日間の婚姻契約の事実を有する場合、15,000 ユーロ（240 万円）の一時金給付 死亡時に離婚や別居をしていない配偶者で、この結婚による子供が 1 名いる場合、7,500 ユーロ（120 万円）の一時金給付 死亡時に離婚や別居をしていない配偶者で、死亡時に養育すべき子供が 1 名おり、夫婦のいずれかがその子のために家族手当を受給している場合、12,500 ユーロ（200 万円）の一時金給付

本章では、以下 1 ユーロ = 160 円で計算

1. 石綿関連データ

ベルギーでは、1975年に輸入量、消費量のピークを迎えた後、1978年に石綿の一部使用が禁止された。一部の例外を除き、石綿含有製品の販売、製造がほぼ全面禁止されたのは1998年であった。

ベルギー及びルクセンブルクにおける石綿の使用量、輸入量、消費量

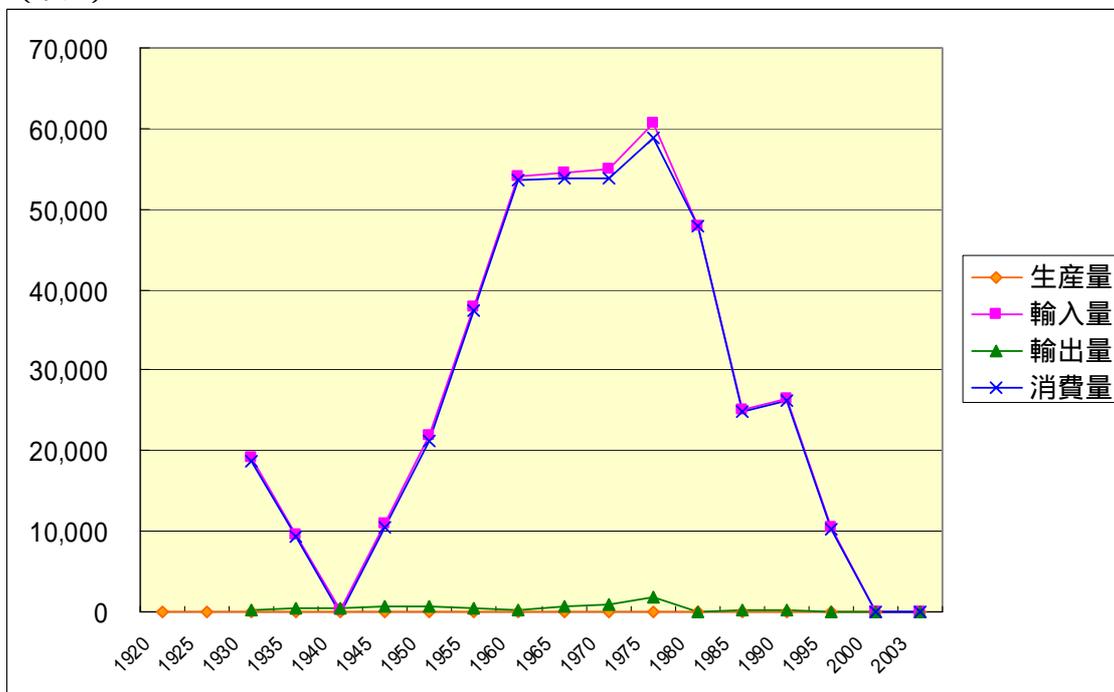
単位:トン

	生産量	輸入量	輸出量	消費量
1920年	—			
1930年	—	19,050	241	18,809
1940年	—	254	508	-254
1950年	—	21,856	636	21,220
1960年	—	53,990	297	53,694
1970年	—	54,839	953	53,886
1975年	—	60,549	1,721	58,828
1980年	—	47,880	57	47,823
1985年	—	25,138	254	24,884
1990年	—	26,514	310	26,204
1995年	—	10,462	94	10,368
1996年	—	5,681	11	5,670
1997年	—	2,366	263	2,103
1998年	—	—	685	-685
1999年	—	509	1	508
2000年	—	—	0.5	0.5
2001年	—	1	—	1
2002年	—	—	—	—
2003年	—	111	—	111

出典) USGS, "Worldwide Asbestos Supply and Consumption Trends from 1900 through 2003"より作成

ベルギー及びルクセンブルクにおける石綿の使用量、輸入量、消費量

(トン)

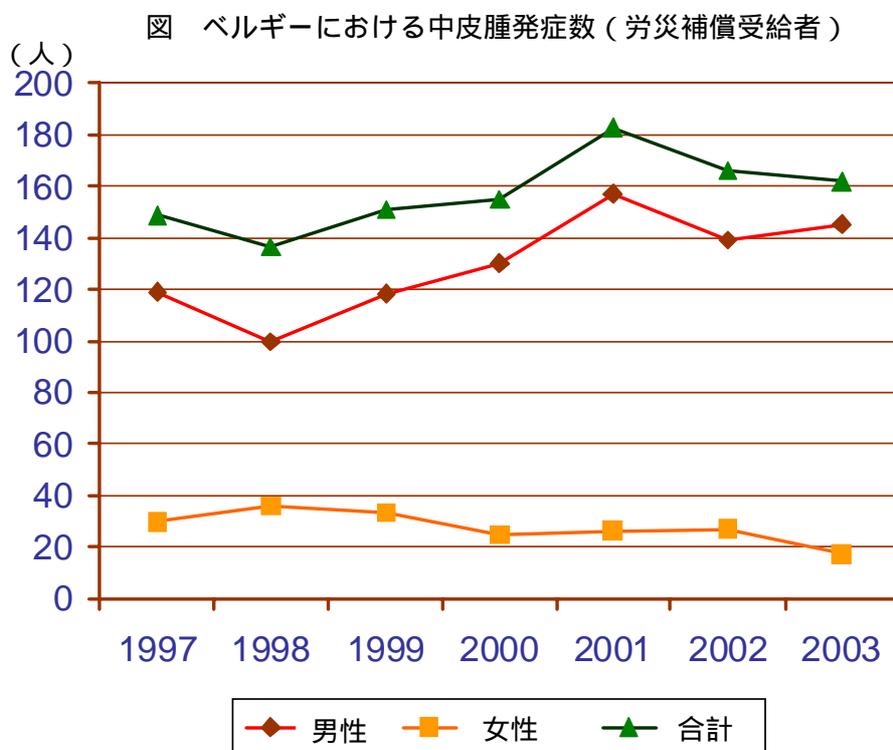


出典) USGS, “Worldwide Asbestos Supply and Consumption Trends from 1900 through 2003”より作成 (注: データはベルギー及びルクセンブルクとして集計されている)

2. 石綿健康被害の状況

ベルギーの人口は約 1,000 万人である。中皮腫発症数は 2001 年まで上昇傾向だったが、以降は減ってきている。特に女性は減ってきているが、これは女性患者が環境ばく露（家庭ばく露を含む）が原因であることが多いことを反映しているのではないかと評価されている。なお、ベルギーでは、1998 年に、石綿はほぼ全面使用禁止されている。

1970～90 年代は、中皮腫に関する統計は取られていない。また、統計を取り始めた後も、当初は実際よりも少なく報告されていた。2007 年 9 月にヒアリングを行った石綿被害者補償基金によると、2～3 年前からのデータは比較的確かなものである。中皮腫発症数は、2001 年に向かって上昇傾向にあったが、将来的にまた上昇するかどうかはもう少し経たないと分からないとのことだった。



年	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
男性	119	100	118	130	157	139	145
女性	30	36	33	25	26	27	17
合計	149	136	151	155	183	166	162

出典) ベルギー石綿被害者補償基金資料

3. 石綿被害者補償基金の概要

(1) 基金導入の背景

ベルギーの石綿被害者補償基金 (Fonds d'indemnisation des victimes de l'amiante、以下「基金」という) は、環境ばく露による被害者、一人親方などの自営業者にも補償を行う基金として設立された。これまで職業ばく露による石綿関連疾患に罹患した被害者は、職業病として労災補償の対象となってきた。しかし、石綿関連工場の近隣に住んでいた人や石綿関連工場労働者の配偶者が中皮腫に罹るケースが出てくるようになり、労災補償制度では、自営業者や環境ばく露による被害者が対象にならないことが、ベルギー石綿被害者協会 (ABEVA)¹⁰ など、世論からの圧力により問題となった。そこで政府は、2006年12月27日付のプログラム法に基づき、石綿被害者補償基金を設立した。

本基金は、社会保障省のもと労災補償を行っている職業病補償基金 (Fonds des maladies professionnelles) の一部門として運営されている。

(2) 基金の対象

対象疾患

- ・ 中皮腫
- ・ 石綿肺 (両側びまん性胸膜肥厚を含む←法案の段階では対象となっていなかったが、より広く門戸を広げるため、最終的に含まれることになった)
- ・ その他、石綿ばく露を条件として王室勅令により判断

制定当時は肺がんを対象とすべきかどうか議論されたが、肺がんは環境ばく露の立証が難しいため、対象とならなかった¹¹。

石綿ばく露条件

申請者は、「ベルギー国内においてばく露したこと」を証明しなければならない。しかし、ばく露要件については、石綿被害者補償基金を創設した根拠法令では規定していないため、給付を行う基金による解釈が必要である。政治的には、基金による補償は、政府が過去の責任をとる形として考えられているため、特に中皮腫については、できるだけ広く法を解釈し適用することが求められている¹²。そのため、基金は、ばく露基準で却下される人は少ないと見込んでいる。現在基金は、内部運用規定として石綿ばく露要件を議論しているところである。

¹⁰ ABEVA のウェブサイト：<http://www.abeva.be/>

¹¹ 2007年9月に実施した石綿被害者補償基金へのヒアリングに基づく。

¹² 2007年9月に実施した石綿被害者補償基金へのヒアリングに基づく。

(3) 給付額

■ 中皮腫患者（毎月定額）

毎月 1,500 ユーロ（24 万円）を給付（社会保障による給付と合わせて受給可能）。

■ 石綿肺患者（毎月定額）

身体不能率 1% 当たり毎月 15 ユーロを給付（同じ疾病に対して社会保障による給付を受けている場合は、半額に減額される）。

■ 遺族（一括支払い）

	中皮腫	石綿肺
配偶者	30,000 ユーロ (480 万円)	15,000 ユーロ (240 万円)
扶養手当を受けていた離婚した配偶者	15,000 ユーロ (240 万円)	7,500 ユーロ (120 万円)
家族手当を受けていた 18 歳以下の子供	25,000 ユーロ (400 万円)	12,500 ユーロ (200 万円)

上記全ての給付金について税金は免除される。また、基金による補償を受けた被害者及び遺族は、法的責任を有する第三者からの補償を求めることはできない（但し当該第三者が故意である場合を除く）。

(4) 年間申請数及び標準処理期間

基金では、一年間の申請数は 200～250 件と推計している。2007 年については、9 月にヒアリングを行った時点で、職業病基金への中皮腫患者の申請が 103 件、石綿被害者補償基金への中皮腫患者の申請が 100 件（申請 151 件中）となっており、中皮腫については合計して既に 200 件程度になっていた。石綿肺は、過去の病気なので、数はどんどん減ってきているとのことであった。

標準処理期間は、申請日より 2 ヶ月で決定することになっている（王室勅令で規定）¹³。2 ヶ月で決定できない場合は、遅延利息を支払うことになっている。中皮腫については、中皮腫の審査を行う中皮腫委員会を基金に設置しており、1 ヶ月に 1 回会合を開催し、申請書類の審査を行っている。審査結果に不服がある申請者は、審査結果受領から 3 ヶ月以内に居住地の労働者権利保護センター（Gerechtigd arrondissement, Griffie arbeidsrechtbank）に不服申請を行うことができる。

なお、給付は毎月一回、15 日に支払われる。書類が全部揃った時点で申請日のスタンプが押され、給付決定が出れば、申請月ベースで支払われる。

¹³ 本章末に参考として付した「参考 3：石綿基金に関する王室勅令」第 8 条では、「石綿基金は中皮腫に関する請求全てに関し、請求が完了した日付から 2 ヶ月以内に決定を下すものとする」と規定している。

(5) 医学的診断基準・認定方法¹⁴

中皮腫（胸膜、腹膜、心膜）

診断は、組織病理学（免疫組織化学）に基づくべきであるとされている。9名の病理学者で構成される診断パネル（ベルギー中皮腫委員会）により専門家意見を聴く。何らかの石綿ばく露を受けたことと身体不能率100%をもって認定される。

石綿肺

高濃度の石綿ばく露（石綿繊維25本/ml×年）に伴う肺繊維症である。通常BAL（気管支肺胞洗浄法）において、多くの石綿繊維・小体数が見られる。診断は、HRCT（High-resolution computed tomography：高分解能CT）、可能である場合は組織病理学、職歴調査による。

(6) 基金の財源

石綿被害者補償基金は、政府から1,000万ユーロ、企業から1,000万ユーロ、自営業者から75万ユーロ、これに寄付金などを合わせて、現在およそ2,100万ユーロ（33億6,000万円）で運営されている。企業からの1,000万ユーロについては、基金の財源として、賃金の0.01%を負担するよう労災保険に上乗せして徴収され、ベルギー国内の全企業が負担する形となっている。また、自営業者の社会保障費からも75万ユーロ（1億2,000万円）が拠出されている。

基金によると、現時点ではこの資金で間に合っているということであったが、仮に資金が不足することになった場合は、その追加分については企業が負担することが法律で定められている。なお、企業の負担については上記のように労災保険料の上乗せによる一律の公平負担で、石綿製品製造業者に対してより重い負担をかけるということはない。

¹⁴ 2007年9月に実施したヒアリング調査の際に入手した、基金のJ.Thimpont氏によるプレゼンテーション資料“*Asbestos –Induced occupational diseases accepted by the FMP*”に基づく。

参考資料

参考 1 : ベルギー石綿被害者補償基金 FAQ

参考 2 : 石綿被害者補償基金の設立に関する 2006 年 12 月 27 日制定プログラム法 (I)

参考 3 : 石綿被害者補償基金の設立に関する 2006 年 12 月 27 日制定プログラム法 (I)
第 4 編第 6 章の適用に関する王室勅令

参考 4 : 石綿被害者補償基金への申請書及び添付する診断書書式

参考1:ベルギー石綿被害者補償基金 FAQ

1. 誰が申請できるのですか？

原則として、公務員・自営業者・被用者・失業者を問わず、全ての方が補償の申請を行うことができます。申請が認められるためには、いくつかの条件を満たしていなくてはなりません。

疾病が石綿によって発症したものであるということは当然の条件ですが、他にも満たすべき条件はあります（次項以降を参照下さい）。

2. 石綿基金から補償金を受給するための条件は？

石綿にばく露すると、特有の疾病が発症する可能性があります。石綿基金は、次の疾病を発症した人に補償金を給付します。

- 中皮腫：胸膜に発症（胸膜中皮腫）、または腹膜に発症（腹膜中皮腫）する稀ながん。この疾病は極めて悪性で、余命は非常に短くなります。
- 石綿肺：石綿繊維が肺に入って繊維化し、呼吸困難を引き起こす疾病。肺感染症に対する患者の抵抗力を弱くし、心臓への負担を増大させます。石綿が原因のびまん性胸膜肥厚は、原因と結果が同じであることから、石綿肺と同一視されます。

これらの2つの疾病については、石綿ばく露がベルギー国内で起きたことを証明できなければなりません。石綿肺の場合、ばく露に関する基準が加わります。

3. 被害者の死亡後、補償を受ける権利を有するのは誰ですか？

生存している配偶者。

離婚または別居した元配偶者で、被害者の死亡時に扶養手当を受給していた者。

被害者の子供で、被害者の死亡時に家族手当を受給していた者。

4. 石綿基金が補償を認めない疾病は？

石綿ばく露した人には、肺がん・咽頭がん・胸膜ブランクなどの別の疾病を発症する人がいます。

肺がんや咽頭がんの場合、その発症は石綿以外の原因と関係があります。例えば、肺がん発症者の過半数はニコチン中毒者です。従って、そのような場合、石綿基金は補償を行いません。石綿ばく露後に当該疾病を発症した公務員や民間の被用者については、石綿基金に補償を申請することができます。しかしながら、基金が定めた厳正な基準をクリアしなくてはなりません。

これに対し、胸膜ブランクは、石綿ばく露の結果だと認められます。しかし、胸膜ブランクが存在するというだけでは、就労不可能だと認定されません。就労不可能になることもなく、治療も必要でないことから、疾病とはいえないからです。

5. どのように申請するのでしょうか？

石綿基金への申請用紙が、このサイトにあります。できる限り明確かつ完全に「事務関係書類」に必要事項を記入して下さい。「医療関係書類」は、担当医が記入します。

記入後、貴方または担当医が両方の書類を送付して下さい（なるべく同じ封筒で一緒に送って下さい）。送付先は以下の通りです。

Fonds amiante
Avenue de l'Astronomie 1
1210 Bruxelles

6. 被害者の死亡後に補償受給権利者が申請を行う際の用紙はどこにありますか？

そのための特別な用紙は現在のところ用意されていませんので、「用紙 340 F 号（職業病による死亡に対する補償の申請用紙）」を使用して下さい。この際、石綿基金に関連する申請である旨を明記して下さい。

7. 申請後の流れは？

通常、申請書が送付されてから 15 日以内に、石綿基金から受領証が届きます。これは、申請が審査に付され、基金からの要請がない限りは追加手続を行う必要がないことを意味します。

申請内容の一部に不明な点があった場合や詳しい審査が必要となった時には、その旨の通知が届きます。最終決定についても、文書が郵送されます。

8. 申請が認められた場合の補償額は？

中皮腫を発症した被害者の場合、月額 1,500 ユーロの補償が行われます。申請日から起算して、一律の額が毎月給付されます。

中皮腫により被害者が死亡した場合、受給権利者には一時金が給付されます。例えば、生存している配偶者には 30,000 ユーロ、被扶養者である子供にはそれぞれ 25,000 ユーロが給付されます。

石綿肺の場合の補償金額は、被害者の身体能力の喪失度に応じて算出されます（不能程度 1%につき 15 ユーロ）。配偶者を亡くした夫または妻には 15,000 ユーロ、被扶養者である子供には 12,500 ユーロが給付されます。

従って、複数の権利者が一時金を受給する場合があります（例：生存している配偶者 1 人と子供 2 人）。

表にまとめると次のようになります。

	申請者	配偶者	元配偶者等	子供
中皮腫	1,500 ユーロ (24万円) (毎月)	30,000 ユーロ (480万円) (1度)	15,000 ユーロ (240万円) (1度)	25,000 ユーロ (400万円) (1度)
石綿肺、 びまん性胸膜 肥厚	不能程度1%につき 15 ユーロ (毎月)*	15,000 ユーロ (240万円) (1度)	7,500 ユーロ (120万円) (1度)	12,500 ユーロ (200万円) (1度)

* 職業病補償基金より同一疾病に対する補償の給付を受けている者については、身体不能率1%につき7.5ユーロ(毎月)1ユーロ@160円で計算

9. 補償金は税控除の対象になりますか？

はい。石綿基金が給付する全ての補償金は非課税になります。

10. どのように補償金を受給するのでしょうか？

申請が認められた場合、補償額が早急に給付されます。受給方法は「小切手」または「銀行振込」の2つあり、選ぶことができます。

注) 受給権利者(配偶者をなくした夫または妻、被扶養者である子供、元配偶者等で扶養手当の受給者)については、銀行振込のみになります。

11. 石綿肺または中皮腫に係る補償金を既に職業病補償基金から受給しているのですが、石綿基金からも補償金を受給することができますか？

はい。中皮腫に係る補償金を既に職業病補償基金から受給している人は、自動的に、石綿基金からも補償金を受給することになります。従って、申請を行う必要はありません。

職業病補償基金からの補償金を既に受給している石綿肺の被害者も、石綿基金からの補償金を受給する権利があります。2001年1月1日以降に職業病補償基金の労災認定を受けた人は、この追加補償を自動的に受給することになります。但し、2001年1月1日以前に石綿被害者として認定された被害者は、石綿基金からの補償を受給するためには、申請を行わなくてはなりません。2010年1月1日までに申請が行われ、かつ、申請が認められた場合には、自動認定となり、(2007年4月1日に遡って)補償金が給付されます。

注) 既に職業病補償基金から補償金を受給している石綿肺の被害者は、石綿基金からの補償額が少なくなります。重複受給に関する規定により、石綿肺に係る毎月の一律給付額は、同一疾病に対する補償を既に受給している場合、50%の減額となります。

12. 以前、石綿肺または中皮腫に係る補償を職業病補償基金へ申請したのですが、却下されました。もう一度申請を行うことができるのでしょうか？

はい。あなたの申請は、職業病に関する法令に基づく理由によって却下されたのであり、石綿基金に関する法令に基づく理由によって却下されたのではない可能性があるからです。

13. 私のパートナー（配偶者等）または親が、石綿肺または中皮腫によって2007年4月1日以前に亡くなっていますが、石綿基金から補償金を受給する権利が私にはありますか？

いいえ。石綿基金の開設が2007年4月1日であることから、それ以降に亡くなったパートナーや親の権利者のみが、補償を請求することができます。

14. 私のパートナー（配偶者等）または親が、石綿肺または中皮腫によって2007年4月1日以降に亡くなりましたが、補償の申請をそれまで一度も行っていませんでした。それでも補償を受ける権利が私にはありますか？

はい。職業病補償基金へ一度も申請が行われていなかったとしても、権利者（被扶養者である子供、配偶者をなくした夫または妻、元配偶者等で扶養手当の受給者）は、中皮腫または石綿肺による死亡に対する補償を受けることができます。

但し、被害者の死亡から6ヵ月以内に、石綿基金へ申請を行わなければなりません。

15. 詳細を知るためにはどこへ問い合わせればよいのでしょうか？

当基金までお電話（02/226.63.30 または 02/226.63.83）いただくか、メールをお送り下さい。このサイトの「連絡（Contact）」ページをご参照下さい。

また、各共済組合でもご照会いただけますし、申請用紙の入手および記入に関する支援を受けることができます。以下、各共済組合の連絡先へのリンクになります。

- Mutualité chrétienne
- Mutualités neutres
- Mutualité socialiste
- Mutualité libérale
- Mutualités libres
- Caisse auxiliaire d'assurance maladie-invalidité

16. 石綿基金に関する全ての規定はどこで参照できますか？

石綿基金の正式名称は、「石綿被害者補償基金」（Fonds d'indemnisation des victimes de l'amiante）です。その運営は、職業病補償基金（Fonds des maladies professionnelles）が行っています。この制度に関する詳細（基本法令等）については、ホームページをご参照下さい。

石綿基金自体は、2006年12月27日付けのプログラム法（ベルギー官報12月28日号）

によって創設されました。2007年5月29日には、この計画法を発効させる王令が發布されました。ホームページの「法令 (Législation)」のページでは、法律と王令をご参照いただけます。

17. 石綿基金の決定に納得できない時は、どうすることができますか？

申請に対して石綿基金が下した決定に納得できない場合には、3ヵ月以内に労働裁判所書記課へ請願書を提出しなくてはなりません。

この際、相手方は「職業病補償基金」と記して下さい。石綿基金は、職業病補償基金に付随する組織だからです。

下記は、ワロン地方およびブリュッセルの全ての労働裁判所のリストです。

Tribunaux du travail d'Arlon, de Neufchâteau et de Marche-en-Famenne

Centre Judiciaire
Place Schalbert
6700 Arlon

Tribunal du travail de Bruxelles

Rue Quatre Bras, 19
1000 Bruxelles

Tribunal du travail de Charleroi

Palais de Justice
avenue Général Michel
6000 Charleroi

(以下、省略)

出典) 石綿被害者補償基金ウェブサイト : http://www.fmp-fbz.fgov.be/afa/afa_nl.html#faq1

参考2:石綿被害者補償基金の設立に関する 2006 年 12 月 27 日制定プログラム法(1)

第 4 編

第 6 章 石綿被害者補償基金

第 1 節 石綿基金の役割と運営

第 113 条

職業病の予防およびその損害賠償に係る 1970 年 6 月 3 日付にて統合された法律に基づき設けられた職業病基金内において、「石綿被害者補償基金」(以下、「石綿基金」と称する)を創設する。

石綿基金は、本章に定める諸条件に従い、石綿へのばく露に起因する損害に対し賠償金を支払うことをその目的とする。

第 114 条

第 1 項 石綿基金は、職業病基金の内部組織とする。

石綿基金の運営および本法に基づく決定事項の実施に要する業務は、いずれも職業病基金の任務とし、職業病基金の職員がその実施にあたるものとする。

第 2 項 閣議決定された法令の定めにより、国王は、本章の各条項ならびに職業病の予防およびその損害賠償に係る 1970 年 6 月 3 日付にて統合された法律に則り、石綿基金の財政・運営・予算管理方式を決定する。

第 115 条

石綿基金の運営、監督および管理については、職業病基金の運営、監督および管理に対して適用される法律・規則の定めに従うものとする。

石綿基金の管理・監督については、職業病基金の管理・監督を行う目的で指名された政府委員および監視員がこれを行うものとする。

第 2 節 資金

第 116 条

石綿基金は、以下の項目を財源とする。

第 1 号 年間 1,000 万ユーロの資金

閣議決定された法令の定めに基づき、国王は、本条第 2 号に規定する負担金収入額の変更に合わせ、本号に示す金額についても変更の決定をすることが

できる。

国王は、閣議決定された法令の定めにより、毎年遅くとも1月31日までに、本資金の財源および払い込み方法を決定する。なお2007年に限り、1月31日の期日を4月1日とする。

第2号 雇用者が支払う負担金による収入。当該金額は第1号に定める額と同額もしくはそれ以上とする。

国王は、閣議決定された法令の定めにより、負担金支払いの義務を負う雇用者の業種、負担金の計算および確定方法ならびにその徴収方法を決定する。

この負担金は雇用者が社会保障費の徴収機関に対して支払うもので、支払い期限およびその条件については、被雇用者を対象とした社会保障費の支払いに関する規定に準ずるものとする。

徴収された負担金は、石綿被害者補償基金への充当を目的として、社会保障費徴収機関から職業病基金に対して支払われるものとする。

被雇用者を対象とする一般社会保障制度に係る諸規定、とりわけ証明書類を付した負担金の申告、支払い期限、民事制裁および刑事諸規定の適用、監督、係争時の管轄判事、訴訟における時効、債権に対する社会保障費徴収機関の先取特権および債権額の公示などについては、これらを適用できるものとする。

雇用者が、負担金の全額またはその一部の支払い回避を目的として、一つまたは複数の虚偽の申告をしたことが明らかとなった場合、当該雇用者には、他の民事制裁および刑事諸規定の適用とは別に、支払いを逃れた負担金の2倍相当額となる罰金の納付を義務付けるものとする。なお納付された罰金については、石綿被害者補償基金への充当を目的として、社会保障費徴収機関から職業病基金に対し支払われるものとする。

第3号 自営業を営む石綿肺患者へ支払われる石綿被害者補償基金の原資について、国王は、閣議決定された法令の定めに基づき、自営業者向けの社会保障費から資金を拠出するよう決定することができる。

第 4 号 寄付および遺贈。

第 5 号 第 125 条第 2 項の定めに従い職業病基金が代位権を行使して回収した資金。

第 117 条

本基金は、労働者の社会保障に係る 1944 年 12 月 28 日付アレテ・ロワの改正法である 1969 年 6 月 27 日付法律第 5 条第 1 項第 2 号に定める全国社会保障庁（ONSS）の包括的財政管理とは別枠で設立されるものである。

第 3 節 適用範囲および手続

第 118 条

以下に掲げる疾病の罹患者（およびその者に代わる権利保有者）は、本法の名においてもしくは本法に定める条件に基づき、石綿基金に対し補償金の給付を求めることができる。

第 1 号 中皮腫

第 2 号 石綿肺

第 3 号 閣議決定された法令の定めにより国王が決定するその他疾病のうち、石綿へのばく露に起因することが明白である疾病。

第 119 条

第 1 項 職業病基金は、第 118 条に定める者からのあらゆる賠償金請求に対し、本法の各条項に従って決定を下す。なお、同基金に対する当該請求は、書面またはオンライン手続により行うものとする。

国王は、請求方法およびその審議手続きについて定めるものとする。

第 2 項 請求者は、ベルギー国内において石綿へのばく露した事実を証明しなければならない。但し、請求者が中皮腫に罹患している場合、当該証明は職業病基金が定める石綿へのばく露基準または診断基準に則したものでなければならない。

本章の適用にあたり、国王は、閣議決定された法令の定めに基づき、また運営委員会の答申を経た上で、前項に適用する基準を決定することができる。なおばく露基準については、石綿へのばく露の種類に応じて変更されるものとする。

第 4 節 石綿基金の活動

第 120 条

第 1 項 石綿基金は、石綿に起因する疾病を罹患している者による請求が認可された場

合、これらの被害者に対して補償金給付活動を行う。

補償金は、毎月一定額の金額が給付されるものとする。なお、第 118 条第 2 号および第 3 号に定める疾病を対象とする補償金については、閣議決定された法令の定めに従い国王が決定する条件および基準に基づき、被害の大きさに反比例して毎月の給付額を減額するものとする。

閣議決定された法令の定めにより、国王は、毎月の給付金について、その金額ならびに給付および支払いの条件・方法を決定する。

第 2 項 被害者が死亡した場合、石綿基金は、この者に代わる権利保有者に対し補償金の給付を行う。被害者に代わる権利保有者とは以下の者を指す。

第 1 号 死亡時に離婚や別居をしていない配偶者で、以下に掲げるいずれかの条件を満たす者。

a) 死亡日以前に少なくとも 365 日間の婚姻契約の事実を有すること。

b) この結婚による子供が 1 名いること。

c) 死亡時に養育すべき子供が 1 名おり、夫婦のいずれかがその子のために家族手当を受給していること。

第 2 号 離婚または別居している遺族のうち、法律に基づく扶養手当または取り決めにより被害者が負担することになっている扶養手当を受給している者。

第 3 号 家族手当を受給する資格を有する子供。但し、いずれの場合も 18 才以下の者に限る。

補償金は基金をその財源とする。閣議決定された法令の定めにより、国王は当該基金の支払方法およびその金額を決定する。

被害者が本法の適用に基づく請求をすることなく亡くなった場合、死亡日が 2007 年 3 月 31 日以降である場合に限り、権利保有者は、死亡日から 6 ヶ月以内であれば請求を行うことができる。

第 3 項 第 1 項および第 2 項に定める石綿基金により給付される補償金の額は、国庫負担となる公務員給与、賃金、給付金、手当および補助金、その他一部の社会保障手当、労働者の社会保障費負担金の一部を算出する際の基準となる報酬の上限額、ならびに自営業者に課される社会保障費自己負担分と、消費者物価指数との連動規則を定める 1971

年 8 月 2 日付法律の条項に従い変動するものとする。

第 121 条

中皮腫患者に対する石綿基金の補償金については、ベルギーおよび他国の法律に基づくあらゆる社会保障手当とは別に、その全額を受給することができる。

第 118 条第 2 号および第 3 号に定める疾病の罹病者に対する石綿基金の補償金については、当該被害者が同じ疾病に関して以下のいずれかに基づく何らかの補償金を受給している場合、一定の割合で減額される。但し、治療費還付に係る補償金についてはこの対象とはならない。

- 職業病に起因する損害の賠償および分割に係る 1970 年 6 月 3 日付にて統合された法律、業務上災害・通勤災害および公的企業における職業病の予防もしくはその損害賠償に関する 1967 年 7 月 3 日付法律、または他国においてこれに相当する法律。
- 強制加入の健康保険および労災保険または他国においてこれに相当する法律により認められた第一級就労不能もしくは廃疾に対する補償金。
- 公的企業における、疾病または廃疾による欠勤に係るあらゆる現行法または現行規則。
- 訴訟または示談手続きにおいて、被害に対する責任を問われた企業が支払う損害賠償金。

国王は、本条第 2 段落に定める減額について、その算出方法を決定する。

第 122 条

石綿基金が給付する補償金については、受給者、その配偶者、同居人、扶養家族または被扶養者に対する社会保障給付額算定において対象となる資産とはみなされない。

当該原則は、とりわけ以下に掲げる各項目に対して適用される。

- 第 1 号 強制加入の健康保険および労災保険により給付される第一級就労不能または廃疾に対する補償金
- 第 2 号 身体障害者手当
- 第 3 号 最低生活所得
- 第 4 号 社会扶助
- 第 5 号 高齢者所得保障

第 123 条

本章に定める手当の受給者が死亡した場合、未払いの給付金は、職業病の予防およびその

損害賠償に係る 1970 年 6 月 3 日付にて統合された法律第 64-2 条に則り給付される。

第 5 節 係争および時効

第 124 条

本章の適用に係る諸決定については、労働裁判所への上訴の対象となり得る。但し、異議申し立ての対象となる決定事項の通知から 3 ヶ月以内に上訴しない場合には、その権利を失うものとする。

第 125 条

第 1 項 本章および他国においてこれに相当する法律の適用を受け、第 118 条第 1 号および第 2 号に定めるいずれかの疾病に対する補償金の給付を受けたことのある被害者またはその権利保有者は、従業員や代理人などを含む加害企業に対し、損害賠償金の満額受領を目的に訴訟を起こすことはできない。但し、この損害が第 116 条第 2 号および第 3 号の施行に関する法令の適用範囲に含まれる場合にはこの限りではない。

第 2 項 加害企業が故意に疾病を引き起こした場合、被害者またはその権利保有者は、第 1 項の規定にかかわらずこれに対して民事訴訟を起こすことができる。

加害企業が、石綿または石綿ばく露による影響に関して当局からの改善命令を受けながら、定められた期限内にこれに従わず必要な措置を講じなかったことにより被害者を石綿ばく露の危険に晒し続けた場合、これを故意に疾病を引き起こしたものとみなす。

第 3 項 職業病基金は、石綿基金が給付する補償金の範囲内において、被害者またはその権利保有者に代わり加害企業に対する諸権利を行使する。

第 4 項 被害者またはその権利保有者は、職業病基金に対し、この権利を行使するにあたり必要となるあらゆる情報を提供する義務を負う。国王は、当該義務の遂行に係る諸規則を定めることができる。被害者は、賠償責任者との間で協約を交わす際には、事前に必ず同基金の判断を仰ぎ、承認を得ておかなければならない。

第 6 節 雑則

第 126 条

裁判法第 579 条（1969 年 6 月 24 日付法律に変更、1971 年 8 月 16 日付および 2005 年 12 月 13 日付の各法律に基づき改正）に以下の条項を追加する。

「第 6 号 2006 年 12 月 27 日制定プログラム法（I）により決定された、石綿被害者補償基金の補償金給付に関する係争」

第 127 条

同法第 704 条(1971 年 6 月 30 日付、1977 年 12 月 22 日付、1992 年 8 月 3 日付および 1998 年 11 月 23 日付の各法律に基づき改正) の文面において、「 508 条/16」と「 580 条第 2 号」の間に「 579 条第 6 号」の文言を追加する。

第 128 条

同法第 1017 条第 2 項(1970 年 6 月 24 日付法律に変更、 1971 年 6 月 30 日付、 2003 年 4 月 22 日付および 2005 年 2 月 21 日付の各法律に基づき改正) の文面において、「 条(articles)」と「 580 条」の間に「 579 条第 6 号」の文言を追加する。

第 129 条

同法第 1056 条第 3 号(1971 年 5 月 12 日付法律に変更、 1971 年 6 月 30 日付および 1977 年 12 月 22 日付の各法律に基づき改正) の文面において、「 条(articles)」と「 580 条」の間に「 579 条第 6 号」の文言を追加する。

第 130 条

裁判法第 1410 条第 2 項(1969 年 6 月 27 日付、1971 年 5 月 12 日付、1974 年 8 月 7 日付、1993 年 1 月 14 日付、1998 年 2 月 22 日付、1999 年 3 月 18 日付、1999 年 12 月 24 日付、2001 年 3 月 22 日付および 2003 年 4 月 22 日付の各法律に基づき改正) に以下の条項を追加する。

「第 11 号 2006 年 12 月 27 日制定プログラム法 (I) 第 120 条に定める、石綿被害者補償基金の給付する補償金額」

第 131 条

1992 年所得税法第 38 条第 1 項に、以下の条項を追加する。

「第 22 号 石綿被害者補償基金による補償金給付」

第 132 条

職業病の予防およびその損害賠償に係る 1970 年 6 月 3 日付にて統合された法律第 6 条に、以下に示す第 10 号を追加する。

「第 10 号 2006 年 12 月 27 日制定プログラム法 (I) 第 4 編第 6 章に則り石綿被害者へ補償金を給付する」

第7節 附則

第133条

本章は、2007年4月1日より効力を発揮するものとする。但し、第116条第2号および第3号、ならびに第125条第1項および第2項についてはこの限りではない。

第116条第2号および第3号、ならびに第125条第1項および第2項については、閣議決定された法令に基づき国王が定める日よりこれらが同時に発効するものとする。

参考3：石綿被害者補償基金の設立に関する 2006 年 12 月 27 日制定プログラム法(I)

第4編第6章の適用に関する王室勅令

アルベール2世国王より

拝啓 現在および将来における全てのわが国民へ

職業病防止および職業病により生じた損害の補償に関する法律（1970年6月3日に州・連邦間で統合され、特に2006年12月27日制定のプログラム法（I）第132条により追加された第6条（10））にかんがみ、

2006年12月27日制定のプログラム法（I）特に第4編第6章にかんがみ、

2007年2月14日付の職業病基金管理委員会意見にかんがみ、

被害者救済の緊急性にかんがみ、

1963年4月25日制定の、社会保障・保護のための公共の利益に資する公共機関の管理に関する法律、特に第15条にかんがみ、

2007年__月__日発表の金融監察官意見にかんがみ、

2007年__月__日発表の予算担当大臣との合意にかんがみ、

最高行政裁判所に関する共同法の第84条第1項第1節（1）に基づく、2007年__月__日発表の最高行政裁判所意見第__号にかんがみ、

わが国の社会福祉担当大臣、中産階級担当大臣、雇用担当大臣の勧告、および閣僚会議で本案件を審議してきたわが国大臣らの意見にかんがみ、

以下のように定める。

第1章 定義

第1条

本勅令では、その目的にかんがみ、以下の定義が適用される。

1. 「プログラム法」とは、2006年12月27日制定のプログラム法（I）を指す。
2. 「共同法」とは、1970年6月3日に州・連邦間で統合された、職業病防止および職業

- 病により生じた損害の補償に関する法律を指す。
3. 「基金」とは、共同法第 4 条（以下参照）に定める職業病基金を指し、共同法第 6 条（10）に定める責務を果たす目的で設立される。
 4. 「請求」とは、プログラム法の第 4 編 6 章に定める給付に関する請求全てを指す。
 5. 「石綿基金」とは、プログラム法の第 4 編第 6 章第 113 条に基づき設立された、石綿被害者補償基金を指す。

第 2 章 財源

第 2 条

第 1 項

全体的か部分的かを問わず、1969 年 6 月 27 日制定法(労働者の社会保障に関する 1944 年 12 月 28 日制定勅令法の改正)の規制対象である雇用者、商船員の社会保障に関する 1945 年 2 月 7 日制定勅令法の規制対象である雇用者、および 1969 年 11 月 28 日制定王室勅令法第 17 条の 2 (労働者の社会保障に関する 1944 年 12 月 28 日制定勅令法の改正法である 1969 年 6 月 27 日制定法を、適用する上で制定)に定める学生の雇用者は、2007 年 4 月 1 日同日より、石綿基金の財源に対する負担金として 0.01%を支払うものとする。

第 2 項

第 1 条に定める負担金は、社会保障負担金の算出に用いられる収益を基礎に算出されるものとする。

第 3 条

第 1 項

石綿基金は、2007 年 4 月 1 日同日より、自営労働者の社会的地位における包括的財務管理を導入している 1996 年 11 月 18 日制定の王室勅令法に定められた、自営労働者の社会的地位における包括的財務管理に従いその資金を調達するものとする。この資金調達は、1996 年 7 月 26 日制定法の第 6 編第 1 章に基づき、社会保障を近代化し、最大で本条に定められた年間最高額まで、法定年金制度の実現可能性を確保する目的で行われるものとする。

第 2 項

第 1 項に定める金額は、石綿基金の補償対象となる、石綿肺に罹患した自営業者の数を基準に決定されるものとする。同患者数は、X 会計年度の予算成立とともに入手可能になった情報から決定される。同患者数および勅令による資金調達の金額は、閣僚会議の審議を経た後、国王により決定されるものとする。前述の患者数および金額が、

閣僚会議の審議後、X会計年度の前年の12月31日までに勅令により発令されなかった場合は、X会計年度の自営労働者の社会的地位における包括的財務管理に対する負担金は、750,000ユーロとする。2007年の同金額は、750,000ユーロに固定されるものとする。

第3章 請求

第4条

第1項

プログラム法第119条第1項に定める給付請求が適格となるには、被害者自身または被害者の相続人、もしくは権利継承者のいずれかによって、以下に従って請求がなされる場合とする。

- (1) 石綿基金から対象となる人物に提供された適切な書式を用いていること。書式は、基金管理委員会によって決定された標準書式から成り、管理部門の記載部分と医学所見記載部分とを含むものとする。同書式は、医学所見についての裏付けとなる確認書類を添付するものとする。日付・署名の記載は被害者自身、被害者が死亡している際には、被害者の相続人もしくは権利継承者によってなされるものとする。または、
- (2) 基金管理委員会承認の電子標準書式を用いること。この標準書式は、同書式上に記載された説明に従い記入が行われるものとする。

第2項

第1項の定めにかかわらず、本勅令の施行以前に、既に共同法に基づいて中皮腫罹患により補償給付を受けていた被害者は、本勅令の施行日以降、自動的に石綿基金から給付を受けるものとする。またその際、請求提出要件が免除されるものとする。

第1項の定めにかかわらず、本勅令の施行以前に、既に共同法に基づいて石綿肺罹患により補償給付を受けていた被害者は、本勅令の施行日以降、当該被害者の疾病罹患が2001年1月1日に先立ち認定されていたと擬制し、自動的に、石綿基金から給付を受けるものとする。またその際、請求提出要件が免除されるものとする。

共同法に基づいて石綿肺罹患により補償給付を受けていた被害者で、当該被害者の疾病罹患認定が2001年1月1日に先立つ認定に準じる場合は、当該被害者は補償申請を提出するものとする。同申請が2010年4月1日以前に提出され、受理される場合、本申請は本勅令の施行日に提出されたものとみなされる。

第 3 項

石綿基金は、既に死亡した、プログラム法第 120 条第 1 項に定める給付受給者の相続人もしくは権利継承者に対して、同法第 120 条第 2 項に定める要件を満たすと確定するため用いる書式を送付するものとする。

同書式は、石綿基金が戸籍簿 (National Register of Natural Persons) を参照し特定した相続人もしくは権利継承者に対しては、自動的に送付するものとする。そのほかの場合は、相続人もしくは権利継承者の求めに応じ、書式を送付するものとする。

第 5 条

石綿基金への請求日付は、第 4 条第 1 項の規定に従い以下のように定めるものとする。

- (1) 書留郵便による提出の場合は、消印の日付
- (2) 普通郵便による提出の場合は、石綿基金が受領した日付
- (3) 本勅令第 4 条第 1 項 (2) に定める電子標準書式を用いて提出がなされた場合は、石綿基金が電子形式による請求を受領した日付

第 4 条第 1 項に従い石綿基金に提出された請求が、誤って、ベルギーまたは外国の審査権限を有しない社会保障機関にも提出された場合は、提出が書留郵便によりなされた場合、請求の受領日付は権限のない同機関に提出された日付、すなわち消印日付とし、その他の場合には、審査権限のない同機関が請求を受領した日付とする。

第 4 章 請求審査

第 6 条

請求受理後 15 日以内に、石綿基金は請求者に受領通知を送付するものとする。

請求が、第 4 条第 1 項 (1) 又は (2) に定める書式により必要とされる情報の全てを含んでいない場合は、石綿基金は請求者に書式の不備を通知し、また請求を完了させるために提出が必要な書類または情報を請求者に通知するものとする。

請求者が、初めに請求を提出した日から 1 ヶ月以内に、必要な書類または情報を提出できなかった場合、石綿基金は同請求者に、書留郵便による督促状を送付するものとする。

督促状を送付後、1 ヶ月以内に請求者から返信がなかった場合には、石綿基金は現状で入手可能な情報に基づき審査を行うものとする。

第 7 条

石綿基金は、1983 年 8 月 8 日に定められた戸籍簿制定法第 3 条 (1) 及び (2) に定める

情報を入手するため、戸籍簿を参照するものとする。または戸籍簿が同情報の正確性を担保できる場合に、同戸籍簿を参照するものとする。

他の情報源を用いることは、必要な情報が、戸籍簿を参照しても入手できない場合でない限り、認められていない。

第 8 条

石綿基金は中皮腫に関する請求全てに関し、請求が完了した日付から 2 箇月以内に決定を下すものとする。または、請求が完了した日付から第 6 条の最終パラグラフの定めに従い、許容されている期間が経過するまでの間に決定を下すものとする。同期間は、請求がプログラム法第 118 条第 2 号及び第 3 号に定める疾病に関するものである場合は、4 ヶ月まで延長されるものとする。

石綿基金は、請求者に対し、決定理由を明らかにし通知するものとする。請求者が死亡した場合は、相続人もしくは権利継承者に対し、同理由を明らかにし通知するものとする。

決定通知は書留郵便で送付されるものとする。決定書類および通知は、1983 年 8 月 8 日に定められた戸籍簿制定法第 3 条第 1 節 (5) の定義に従い、対象の請求者の主たる住所に、当該請求者に対して送付されるものとする。対象の請求者が、書面による申出を石綿基金に対して行った場合、本規定の遵守は免除される。

第 5 章 石綿基金に基づく給付

第 9 条

プログラム法第 120 条第 1 項に定める者は、請求が受理された月以降、以下の補償給付を受給する資格を有するものとする。

- (1) 中皮腫に罹患している場合は、毎月の定額給付 1,500 ユーロ給付、または
- (2) 石綿肺に罹患している場合は、身体的な障害の度合いに対し、1%当たり 15 ユーロの月額払いとする。

第 10 条

第 9 条 (2) に定める毎月の定額給付は、受給者が、プログラム法第 121 条第 2 パラグラフに基づき同じ疾病に罹患していることで同様に補償給付を受けている場合、一律 50% 減額するものとする。

第 11 条

被害者が、石綿起因の疾病に複数罹患している場合、より大きな補償給付の受給資格を有するものとする。

第 12 条

中皮腫により死亡した被害者の相続人もしくは権利継承者は、以下の補償給付の受給資格を有するものとする。

- (1) 被害者の相続人もしくは権利継承者がプログラム法第 120 条第 2 項第 1 パラグラフ第 1 号に定める要件を満たす場合、30,000 ユーロの一時金を給付するものとする。
- (2) 被害者の相続人もしくは権利継承者がプログラム法第 120 条第 2 項第 1 パラグラフ第 2 号に定める要件を満たす場合、15,000 ユーロの一時金を給付するものとする。
- (3) 被害者の相続人もしくは権利継承者がプログラム法第 120 条第 2 項第 1 パラグラフ第 3 号に定める要件を満たす場合、25,000 ユーロの一時金を給付するものとする。

第 13 条

石綿肺により死亡した被害者の相続人もしくは権利継承者は、以下の補償給付の受給資格を有するものとする。

- (1) 被害者の相続人もしくは権利継承者がプログラム法第 120 条第 2 項第 1 パラグラフ第 1 号に定める要件を満たす場合、15,000 ユーロの一時金を給付するものとする。
- (2) 被害者の相続人もしくは権利継承者がプログラム法第 120 条第 2 項第 1 パラグラフ第 2 号に定める要件を満たす場合、7,500 ユーロの一時金を給付するものとする。
- (3) 被害者の相続人もしくは権利継承者がプログラム法第 120 条第 2 項第 1 パラグラフ第 3 号に定める要件を満たす場合、12,500 ユーロの一時金を給付するものとする。

第 6 章 給付支払い

第 14 条

プログラム法第 120 条第 1 項第 2 パラグラフに基づく毎月の定額給付は、前払いではなく当月払いとする。

毎月の定額給付の際、被害者が死亡した月に関しても支払われるものとする。

第 15 条

プログラム法第 120 条第 2 項第 2 パラグラフに基づき支払われるべき一時金は、被害者の相続人もしくは権利継承者に対して、第 16 条第 2 パラグラフに定める要件を満たした書式を受領した翌月に、1 回支払われるものとする。

第 16 条

本勅令による補償給付は、石綿基金から、被害者、または被害者の相続人もしくは権利継承者に対して、ベルギー国内の金融機関に開設された口座への自動払込により支払うものとする。同金融機関は、社会福祉担当大臣の定める書式につき、石綿基金と合意していることが条件となる。

払込口座の書式に関しては、石綿基金から対象となる人物に対して提供されるものとする。

第 1 パラグラフの定めにかかわらず、また普通郵便による被害者の申出により、毎月の定額給付の受取人指定銀行小切手払いが可能である。

第 7 章 最終条項

第 17 条

石綿基金は、1967 年 7 月 3 日制定の職業病防止および、職業病・職場の事故・公共団体における職業病から生じた損害の補償に関する法律に明示されているように、プログラム法第 118 条に定める石綿起因の職業病の認定決定があった際にはその全てについて、関連省庁から通知を受けるものとする。

第 18 条

プログラム法の第 116 条第 2 号及び第 3 号、第 125 条第 1 項及び第 2 項は、2007 年 4 月 1 日同日より施行する。

第 19 条

本勅令は、2007 年 4 月 1 日同日より施行する。

第 20 条

わが国の社会福祉担当大臣、中産階級担当大臣、雇用担当大臣は、各大臣が保有する権限の範囲内の事柄において、本勅令の適用に関する責任を負うものとする。



石綿基金
職業病基金内に設立された基金
Avenue de l'Astronomie 1 - 1210 Bruxelles - Tél.02/226.62.11

AFA 02 F
AFA 案件番号

診断書

- 医師が記入すること -

注：石綿基金が給付対象とする疾病は、中皮腫と石綿肺のみです。この診断書「AFA 02 F」は、職業病保険における「石綿肺」及び「中皮腫」の適用申請に対しても効力を有するものです。石綿に起因する別の職業病を発症している場合には、職業病基金申請用の用紙を使用して申請を行って下さい（詳しくは、www.fmp.fgov.be を参照）

1. 疾病者について

社会保障登録番号 | _____ - _____ - _____ | 社会保障カードの右上の番号を記入して下さい

姓 | _____ | 既婚女性は旧姓も記入して下さい

名 | _____ | 公式なファーストネームを記入して下さい

生年月日 | ____ / ____ / ____ | 日/月/年の順に記入して下さい

2. 疾病について

・診断結果を正確に記入して下さい。その他の項目については、医学的所見を添付し参照資料とすることができます。

診断結果	中皮種： 石綿肺 両側性胸膜肥厚	胸膜	心膜	腹膜
最初の兆候 (状況、時期)				
現在の症状				
診察所見				
加療状況				
直近の入院状況 (日付を記入)				

3. 石綿ばく露について

ばく露状況 (場所、期間、その他)	
----------------------	--

4. 医学的資料

- ・添付する全ての資料について記入して下さい。石綿基金に関する法令により、当該目的において医学的資料の授受が認められています。
- ・「添付資料」は、申請審査を行う上で必ず必要なものです。また、この他にも資料がある場合は、添付することにより審査をより迅速に進めることができます。
- ・デジタル方式によるCT・MRI・レントゲンなどの医学的画像は、電子媒体 (DICOM 形式) にて提出して下さい。

疾病名	添付が必要な資料	可能であれば添付する資料
石綿肺もしくは両側性胸膜肥厚	胸部CTスキャン (画像および診断結果)	呼吸器専門医の所見
	呼吸器検査 (症状の経過状況および診断結果)	肺組織もしくは気管支肺胞洗浄に用いた液の鉍物分析
石綿による中皮種	専門医の所見	病理解剖学的所見
		組織断面 (HE染色)
		パラフィン包埋組織塊
		CTスキャン
		肺組織もしくは気管支肺胞洗浄に用いた液の鉍物分析

5. ばく露による影響 (職業病基金への申請を併せて希望する場合は記入して下さい)

患者は現在、この疾病が原因で就労不能な状態にありますか？	はい いいえ 「はい」の場合のみ答えてください： それは、いつからですか？ ___日___月___年 その状態は、いつまで続くと考えますか？ ___日___月___年
患者は過去12カ月間にさかのぼって、この疾病が原因で就労不能な状態にありましたか？	はい いいえ わからない 「はい」の場合のみ答えてください： ___日___月___年 ~ ___日___月___年 ___日___月___年 ~ ___日___月___年
患者は、この疾病が原因で特別な治療を必要としていますか？	はい いいえ 「はい」の場合のみ答えてください：どのような治療ですか？
患者は日常生活において他者による介助を必要とする状態にあると考えますか？	はい いいえ 「はい」の場合、他者による介助が必要であることを証明する診断書「assistance d'une autre personne」(505 F)を作成して下さい。

6. 担当医師

氏名		印 章
住所		
電話番号		
FAX番号		
メールアドレス		

当該診断書の記載内容に偽りが無く且つ記入漏れがないことをここに証します。この申請に関して基金の医師団から要請があった場合には、必要な補足情報をいつでもご提供いたします。

日付 ___/___/_____

署名

申請書「AFA 01 F」と一緒に、この診断書を下記までお送り下さい。

Fonds amiante 住所：Avenue de l'Astronomie 1, 1210 Bruxelles